

令和元年第9回教育委員会定例会
(5月8日開会)

台東区教育委員会

日 時 令和元年5月8日(水)午後1時05分から午後1時40分

場 所 教育委員会室

出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀

出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

日 程

日程第1 教育長報告

1 報告事項

(1) 学務課

ア 令和元年度連合体育大会等の日程について

イ 令和2年度新入学「台東区立中学校選択制度」のスケジュールについて

(2) 教育改革担当

ウ 台東区学校教育ビジョン中間のまとめについて

(3) 教育支援館

エ 令和元年度教科書展示会について

(4) 生涯学習課

オ 受動喫煙防止策に係る区の対応について

2 令和元年6月の行事予定について

3 その他

午後1時05分 開会

矢下教育長 ただいまから、令和元年第9回台東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、樋口委員をお願いいたします。

また、垣内委員は、所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第1、教育長報告の報告事項、教育改革担当のウ及び生涯学習課のオについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

日程第1 教育長報告

1 報告事項

(1) 学務課 アイ

矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のア及びイについて、学務課長、報告をお願いします。

学務課長 それでは、報告事項ア、令和元年度連合体育大会等の日程について、ご報告いたします。資料1をご覧ください。

小学校につきましては、10月17日木曜日に、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場におきまして、第34回台東区立小学校連合運動会を実施する予定でございます。予備日は10月24日となっております。中学校は10月4日に、世田谷区の駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競技場におきまして、第73回台東区中学校連合陸上競技大会を実施する予定でございます。

なお、会場につきましては、平成25年度以降、江東区の夢の島競技場を使用してまいりましたが、令和元年度につきましては、夢の島競技場が令和2年度のオリンピック会場となっており、その準備等のための改修工事を行う予定がありまして、使用できない状況でございます。

そのため、設備が整っており、かつ屋根のある駒沢オリンピック公園総合運動場陸上競

技場にて実施することとなりました。

続きまして、報告事項イ、令和2年度新入学「台東区立中学校選択制度」のスケジュールにつきまして、ご報告いたします。資料2をご覧ください。

区立中学校の新入学につきましては、今年度も選択制度を資料のとりのスケジュールで実施してまいります。昨年度と大きな変更点はございません。

左の欄は、学校案内冊子・紹介番組です。教室数や、学校運営の点から、入学可能な人数、学級数を各中学校に調査いたしまして、6月の本委員会で決定いたします。夏休みに入る前、学校案内冊子を、区立小学校に通う小学校6年生全員に配付し、そこで入学可能者数を公表いたします。また、8月中旬から9月上旬ごろに、ケーブルテレビでの学校紹介番組を放送する予定でございます。

真ん中の欄は、学校公開の予定でございます。本人や保護者に学校の様子、生徒の様子を自分の目で見ていただき、学校選択の参考にしていただくために、5月下旬から6月、9月の2度の期間において、各中学校で学校公開を実施いたします。

右側は、就学事務のスケジュールです。例年どおり、10月に学校選択期間を設定いたしまして、11月上旬に中間選択状況を公表いたします。その後、選択校の変更受付を行い、11月中旬には最終選択状況を確定いたします。そして、本委員会におきまして、抽選の有無を審議していただく予定となっております。説明は以上です。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは学務課のアについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 次に、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、学務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(3) 教育支援館 エ

矢下教育長 次に、教育支援館のエについて、教育支援館長、報告をお願いします。

教育支援館長 資料4をご準備いただければと存じます。令和元年度教科書展示会についてでございます。

教科書の展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法及び東京都教科書展示会実施要項により、実施されるもので、文部科学省の指定により毎回行う法定展示会と、教科書採択の年に行われる特別展示会がございます。

今年度は、来年度使用いたします小学校及び中学校の教科書採択の年となっておりますので、法令・要綱等に基づき、特別展示会、法定展示会ともに行って参ります。

項番1でございます。展示する教科書は、来年度、令和2年度に使用される小学校用教科

書目録及び中学校教科書目録に登載されている教科書でございます。

項番2でございます。(1)の特別展示会の日程でございますが、6月1日から6月13日まで、日曜日と6月8日土曜日を除く10日間となっております。また、(2)法定展示会でございますが、6月14日から7月3日まで、日曜日のほか、6月17日月曜日、6月21日及び29日の土曜日を除く14日間でございます。なお、法定展示会・特別展示会とも、展示内容は同一でございます。

項番3、項番4は記載のとおりでございます。本展示会の開催につきましては、広報たいとう5月20日号、生涯学習センターニュース6月号及び区公式ホームページ等において周知をいたします。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

高森委員 両方の展示会ともに日曜日は開催されていないということですが、これに関して、不都合があるというようなご意見は区民の方から寄せられたりはしていませんか。

教育支援館長 そのようなご意見等はございません。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、教育支援館の工については、報告どおり了承願います。

2 令和元年6月の行事予定について

矢下教育長 次に、6月の行事予定について、庶務課長。報告をお願いします。

庶務課長 それでは、6月の教育委員会の行事予定について、ご説明させていただきます。資料6をご覧ください。

6月の定例会でございますが、5日と18日、それぞれ午後2時から予定されておりますので、よろしく願いいたします。

また、その他の行事といたしまして、17日が、歯の優良児童・生徒表彰式。20日が、歯の絵・ポスター、標語の表彰式。28日がラジオ体操指導者講習会、30日が、第68回区民体育祭水泳大会が予定されております。

それぞれ、各教育委員の先生方には、ご出席・ご挨拶等をお願いしているところでございます。よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、6月の行事予定については、報告どおり了承願います。

3 その他

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思えます。

恐れ入りますが、傍聴人の方は、ご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

日程第1 教育長報告

1 報告事項

(2) 教育改革担当 ウ

矢下教育長 それでは、教育長報告の報告事項を議題といたします。

教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 資料3のほうをご準備いただければと存じます。

それでは私から、台東区学校教育ビジョン、中間のまとめについて、ご報告申し上げます。本件につきましては、昨年12月の本委員会において、台東区学校教育ビジョンの策定の作業について、第1回の策定委員会の状況等について、ご報告をしたところでございます。その後、本年1月から3月にかけて、第2回の庁内検討委員会、専門部会及び策定委員会を開催し、現状の課題を踏まえて立案した骨子について検討を重ね、3月と4月には、同会議の3回目をそれぞれ開催し、この度、骨子に基づき中間のまとめを作成いたしましたので、ご報告を申し上げます。

項番1、中間のまとめにつきましては、別添の冊子のとおりでございまして、後ほどご覧いただければと存じます。

項番2、今後の進め方についてでございます。中間のまとめにつきましては、5月24日の区民文教委員会でご報告した後、パブリックコメントを5月28日から6月14日までの予定で実施いたします。実施の告知につきましては、広報たいとう5月20日号でお知らせをいたします。

また、台東区のホームページにおいても、5月28日からお知らせをいたします。

中間のまとめの閲覧場所といたしましては、区役所内では、区政情報コーナーと、指導課の2カ所、そのほか生涯学習センターの1階、区民事務所・同分室及び地区センターといたします。また、台東区のホームページにおいても中間のまとめを閲覧できるようにいたします。

意見の提出先は指導課教育改革係、そして、意見の提出は、書面の持参、郵送、ファクシミリまたは台東区ホームページのアンケートフォームで賜ります。

次に、(2)今後のスケジュールについてでございます。7月の専門部会及び策定委員会

を開催し、パブリックコメントで寄せられた意見について、課題の検討を行って参ります。課題の検討を踏まえ、8月開催予定の専門部会及び策定委員会において、最終案を作成し、9月3日の教育委員会、翌4日の政策会議及び10月1日の区民文教委員会において、最終案のご報告をいたします。

最後に項番3、個別事業への反映についてでございます。10月1日の区民文教委員会で最終案についてご報告をした後、学校教育ビジョンの体系に合わせ、新規拡充の事業及び継続する事業について盛り込んだ、学びのキャンパス台東アクションプランを、令和2年度以降の行動計画として策定をしております。

アクションプラン策定の進捗状況につきましては、今後も本委員会において、随時報告をしたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 一つお願いがあります。次代育成支援ニーズに関する調査の項目を少し精査されて、区民ないしは生徒の要望及び行動パターンをうまくまとめ上げて、実際のアクションプラン活かしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

高森委員 今回の学校教育ビジョンは、新しい教育大綱を踏まえてアレンジした部分というのはございますか。

教育改革担当課長 午前中に行われた総合教育会議の場でも出てまいりました、国の教育振興計画第3期というところは、私たちの学校教育ビジョンにおいても参酌しながら策定しておりますので、結果的には整合性がとれているところがございます。

高森委員 安心しました。

樋口委員 将来の仕事に対する希望が持てない子供が多いというのは、学校の学習への取り組みないしは知識習得の取り組みに、大きな影響があるのだらうと私は思います。ですから、仕事のおもしろさとか、将来自分はこういう仕事に就きたいという部分についてどんどん大人が出ていくべきだらうと思います。その辺がアクションプランの大事なところではないかと思ひます。

末廣委員 今の樋口先生のお話にも通じるのですが、以前は子供たちが自己肯定感を持てないという、非常に大きな問題がありました。こういう具体的な施策目標の中で、そういう心を育成していくという、それは大分前よりは明確に目標をもって、学校園で対応していると思ひます。

日本人は謙虚な性格が強いと言われてはいますが、それにしても、自分は社会でも認められているという、そういう思いを持てるような教育を学校でしなければならないと思ひます。また改めてもう一度よく読みますけれども、結構それがあらわれているのではないかと思ひています。

樋口委員 小中学校で、清掃工場や自動車工場などの工場見学は行っているのでしょうか。

指導課長 清掃関係につきましては、学習指導要領に基づいて、小学校4年生が清掃関連の施設に行っております。学校によって、晴海のほうに行ったりしております。

また、工場関係につきましては、やはりこれも学習指導要領に基づきまして、概ね5年生の段階で、さまざまなところに社会科見学として行っております。

矢下教育長 発明クラブでは去年行っていますよね。行くとやはり良い刺激を受けるみたいですね。

高森委員 平成27年の5月に策定された教育大綱の中に、下の段落の3番目の、教育に対する信頼と尊敬、これは服部区長が非常に力を入れてらした部分ではないかと思うのですが、私もとても重要なことだと思います。学校教育ビジョン全体としては、子供たちの視点に立った文言は随分とあるのですが、26ページの内容は非常に私は大事だと思います。先生方がより教育力を向上させて、モチベーションを高く持っていただき、子供たちの教育に携わっていただけるような、そういう先生方を育てたいということを教育委員会としてもしっかりと出していたほうがいいのかという気がいたしました。

樋口委員 先ほどのニーズの調査のところ、明日学校に行きたいのかという項目は学校に対する信用度がどのくらいかというのがわかる項目でもあるので、見ておいたほうが良いと思います。

教育改革担当課長 ご意見ありがとうございます。樋口委員のおっしゃるとおり、今後、アクションプランを策定していくところで、各所管の事業が連なってまいります。そのときに、今の子供たちのそういう様子なども踏まえつつ、各所管がそれぞれの施策の方向に合った事業をご提案いただけるのかなというふうに思っておりますので、そういうところで各課と連携を深めながら、学校現場が使えるようなアクションプランを目指していきたいと思っております。

末廣委員 26ページですが、働き方改革を現在推進中ということですがけれども、実際に教育現場である程度そういうのが受け入れられてきているのか、あるいは、それに対する問題が出てきているのか、学校によっては違うと思うのですが、そういう反応というのは、出ているのでしょうか。

指導課長 学校長は経営方針を教員に示すときに、必ずライフワークバランスの視点を盛り込むように、これは東京都としてそういう方針で進めておりますので、どこの学校でも、教員にライフワークバランスの視点は示されているところです。

また、たびたび校園長にも、また、教員にも働き方改革のことについて、もっと具体的に申し上げますと、在校園時間のことについては、かなり話をしているところですので、教員たちもやはり法律的にもこのことは進めて行かなければいけないんだ、そういう時代なんだということは認識し始めているかと思います。

末廣委員 実際にこの働き方改革の具体的な展開というのはいつからなのでしょう。

指導課長 平成30年度のいわゆるプランを策定しているころから、学校でもできることはやっぴいこうということで少しずつではありますけれども各学校園でも取り組みは進め

ていたところでございます。ただ、改めてプランが策定され、示されたことによって、いよいよこれでゴーサインだということで、さまざまな取組が展開されてきている状況でございます。

末廣委員 わかりました。

矢下教育長 よろしいですか。

それでは、教育改革担当のウについては、報告どおり了承願います。

(4) 生涯学習課 才

矢下教育長 次に、生涯学習課の才について、生涯学習課長、報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、受動喫煙防止対策に係る区の対応につきまして、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、東京都は、平成30年6月に受動喫煙防止条例を制定し、続きまして、国のほうで健康増進法を同年7月に改正いたしました。これによりまして、令和元年7月1日から、多数の者が利用する施設におきましては、一定の場所を除きまして喫煙が禁止されることが定められました。区におきましても、受動喫煙防止対策についての検討を進めまして、「区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針」及び「喫煙場所を設置する区有施設」について定めましたことから、今回ご報告させていただくものでございます。

まず、(1)の区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針についてでございます。この方針に基づく区有施設の喫煙場所に関する基本的な考え方ですが、区有施設につきましては、屋内・屋外いずれも原則禁煙。喫煙場所を設置する場合は、公衆喫煙所の設置を原則とし、特段の理由がある場合のみ、施設利用者を対象とした喫煙専用室等の設置を可能といたします。

次に、(2)喫煙場所を設置する区有施設につきましては、資料中の表に記載のとおりでございます。このうち、教育委員会に関わる施設といたしましては、太枠で囲ませていただいておりますが、3番の台東リバーサイドスポーツセンター、7番生涯学習センターになります。リバーサイドスポーツセンターにつきましては、公衆喫煙所を、生涯学習センターにつきましては、利用者用の喫煙専用室をともに既存設備を活用し、設置いたします。

なお、別紙1・2といたしまして、それぞれ、区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針の全文と、区有施設における喫煙場所の設置についての資料を添付させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

2番の教育委員会補正予算要求額ですが、生涯学習センター3階の喫煙専用室を引き続き使用するのに当たりまして、法令に定める基準を満たすものとするため、換気扇の改修工事を実施いたします。それに係る経費といたしまして、258万5,000円の補正予算の要求を行っているところです。

また、5階喫煙専用室につきましては、倉庫に転用するため、それに係る経費の要求も

行ってございます。

ご報告のほうは以上になります。よろしく願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 公園も適用になるのでしょうか。

生涯学習課長 今回の改正の内容としましては、基本的には人の集まる施設ということになりますので、公園のほうに関しましては、東京都受動喫煙防止条例のほうでは規制の対象とはなっておりません。

樋口委員 区の小学校や中学校を回ると、公園隣接のところが2校ありまして、一つが御徒町台東中学校、もう一つが蔵前小学校。蔵前小学校のほうは喫煙場所がないのですが、御徒町台東中学校の隣の公園は喫煙場所がありまして、すぐ隣がフェンスで、プールなんですよね。たまに行くと、中学校に向けてたばこを吸っている人がいて、ちょっとやっばりまずいのではないかと。

庶務課長 御徒町台東中の隣接する御徒町公園については、地域との関係だとか、公園課や学校等も含めて協議をして、委員からご指摘があったところもありましたので、その辺については改善をする方向で考えているというふうに聞いております。

ただ、かなりたばこを吸われる方が多い地域ということもあるのですが、地域のほうからは、何等かの形で喫煙場所を設置してほしいという要望があったというふうに聞いております。ただ、委員からご指摘があったようなところも、当然学校のほうにも、公園課のほうにもいろいろと話をした経緯もあります。

先ほど生涯学習課長から説明させていただいた受動喫煙防止条例の前に、東京都では、子供たちを守る条例というのがその前年に条例化されておまして、こちらは努力義務でございますが、条例化されたということも踏まえて、今対応しているところでございます。また改めて私どものほうでもいろいろと確認をしながら、関係課のほうと慎重に調整してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、生涯学習課のオについては、報告どおり了承願います。

4 その他

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後1時40分 閉会